

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

令和4年2月24日に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、明らかに国連憲章に違反する行為であり、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。

また、プーチン大統領が今回の軍事侵攻に際して核兵器の使用を示唆していることは、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を切に願う、唯一の被爆国日本のその「思い」を踏みにじるものである。

愛媛県市長会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に対して、厳重に抗議するとともに、人々の尊い命と平和を理不尽に奪う侵略行為を直ちに中止し、完全かつ無条件での撤退を強く求めるものである。

国においては、在留邦人の安全確保や国民生活への影響対策について万全を尽くし、国際社会との緊密な連携のもと、厳格かつ適切な対応を講じ、一日も早い平和的解決に全力をつくすことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月4日

愛媛県市長会

会長	武 智 邦 典 (伊予市長)
副会長	玉 井 敏 久 (西条市長)
副会長	大 城 一 郎 (八幡浜市長)
監事	石 川 勝 行 (新居浜市長)
松山市長	野 志 克 仁
今治市長	徳 永 繁 樹
宇和島市長	岡 原 文 彰
大洲市長	二 宮 隆 久
四国中央市長	篠 原 実
西予市長	管 家 一 夫
東温市長	加 藤 章